



# 組織で支える「絆づくり」と「居場所づくり」 生徒指導担当は生徒指導のコーディネーター②

西部教育局  
お役立ち情報  
令和3年11月号

## いじめが疑われる情報のキャッチ

(例) 担任は、廊下で子供Aが子供Bに対し、冷やかしかやからかいを言っている場面を見つけた。  
⇒担任は、**その場でその行為を止めさせ、該当学年主任と生徒指導担当者へ報告**

即時対応

「生徒指導担当は生徒指導のコーディネーター①(6月号)」はこちらです。



生徒指導担当者として担任から報告を受けた場合、どのように動いたらよいのだろうか。



## 生徒指導担当者としてのいじめ事案への対応 (例)

### ①対応・事実確認

- 報告を受けた後すぐに管理職へ伝える。
- 該当する子供への聞き取りを関係教職員へ指示する。

### ②情報の集約

- 聞き取り内容を集約する。
- ・ホワイトボードに図式化する等、情報を整理
- ・集約した内容を管理職と共有



聞き取り内容

- ①いつ ②どこで ③誰が(被害者)
- ④誰に(加害者) ⑤態様(行為)
- ⑥心情(被害者) ⑦現在の状況

### ③いじめの認知

- 集約した情報をもとに、管理職等と一緒に認知する。

### ④組織によるいじめの対応～対策委員会の開催～

- 生徒指導担当がコーディネーターとなって進める。

- ・情報の確認と整理
- ・対応方針の協議
- ・役割分担の決定

※担任や管理職のみが対応するのではなく、場面に応じた教職員が対応



役割分担

- ◆子供A(加害)への指導
- ◆子供B(被害)へのフォロー
- ◆保護者への連絡等

### ⑤継続指導・経過観察

- 子供A、子供B、当該学年等の様子について、情報をキャッチし集約する。
- 継続指導について、該当学年の担任等へ指示・助言する。
- 経過観察を管理職へ報告する。

### ⑥再発防止・未然防止活動

- 生徒指導担当が学年集会等で話をする。
- 人権教育等と関連付けていじめ防止の啓発をする。
- 児童会・生徒会を通した自治活動を進める。

参考：【鳥取県いじめ対応マニュアル  
「いじめの重大事態から学ぶ」】



令和元年 9月  
鳥取県教育委員会

◆生徒指導担当はコーディネート役として、全体を俯瞰し、管理職と相談をしながら、**全職員に対して指示・助言をしましょう。**

◆記録については、時系列で事実を細かく記載する等、**正確に残すことを周知しましょう。**

◆いじめ防止対策等の基となる「いじめ対策基本方針」を、毎年度、全ての教職員で確認し、学校の状況・実態に合わせて**見直す場を設定しましょう。**

